

令和 8 年度 第 5 次八頭町男女共同参画プラン実施計画

八頭町男女共同参画センター

第5次八頭町男女共同参画プラン体系図

目標 男女がともに輝くまちづくり

3つの基本目標ごとに重点目標を定め、男女共同参画の推進を図ります。

基本目標Ⅰ 男女がともに参画する人づくり

重点目標		施策の方向性
1	男女共同参画に向けた教育の充実	① 学校教育・社会教育における男女共同参画の推進 ② 家庭や地域における教育・学習の充実 ③ 子どもの発達段階に応じた男女平等教育の推進
2	ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	① 暴力の防止に向けた意識啓発 ② 情報提供と相談窓口の充実 ③ 被害者の救済と支援
3	困難な問題を抱える女性への支援	① 理解促進と早期発見につながる啓発 ② 相談体制の整備と相談機能の充実 ③ 生活・就労・自立支援と関係機関との連携強化

基本目標Ⅱ 男女がともに担う暮らしづくり

重点目標		施策の方向性
4	職場における男女共同参画の推進	① 男女の雇用機会均等の定着促進 ② 女性の積極的な登用 ③ 女性の再就職などチャレンジ支援
5	家庭における男女共同参画の推進	① 家庭生活における固定的な性別役割分担意識の解消 ② 男性の家庭生活等への参画促進 ③ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
6	生涯を通じた男女の健康支援	① 各年代に応じた男女の健康増進 ② 母性の保護と母子保健対策の推進 ③ 健康を支える食育及びスポーツ活動の推進

基本目標Ⅲ 男女がともに支え合う地域づくり

重点目標		施策の方向性
7	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	① 意思決定の場への女性の参画拡大 ② 女性の人材・リーダーの育成 ③ まちづくりへの女性参画に対する住民関心の喚起
8	持続可能で包摂的なまちづくりの推進	① 住民活動への女性の参画 ② 多様性を認め合う意識の啓発 ③ 人権を尊重した社会環境の醸成
9	地域における男女共同参画の推進	① 地域活動団体などの育成・支援 ② 防災・災害対策の分野における男女共同参画の推進 ③ 子育て支援サービスの充実

I 男女がともに参画する人づくり

1 男女共同参画に向けた教育の充実

所属 [八頭町]

① 学校教育・社会教育における男女共同参画の推進

具 体 的 施 策	施 策 内 容	令和8年度実施計画	担 当 課
女性の登用促進・啓発	◆ P T A 執行役員 R 6 年度35.3%→R12年度目標50%	・ P T A 執行役員 R 8 年度目標 50%	社会教育課
学校における適切な性に関する教育の推進	女性、男性及び多様な性に関し、人権尊重・平等の精神に基づく正しい知識を身に付けるための教育を推進します。	・小中学校の性教育年間計画に沿い、各校とも同一步調で実施する。 ・児童生徒の発達年齢に応じて、性の多様性について学習する。	学校教育課
誰もが参加しやすい P T A 活動の推進	P T A 活動や参観日の日程・内容について配慮を行うなど、保護者が参加しやすい環境づくりに努めます。	・できるだけたくさんの保護者が参加しやすいように、参加しやすい日程や内容等工夫して開催する。	学校教育課 社会教育課
学校における人権尊重教育の充実	学校教育や P T A 研修などを通して、人権に関する教育の充実を図ります。	・人権教育参観日や PTA 主催の人権研修を実施し、人権教育の充実を図る。	学校教育課
教育関係者の男女共同参画意識の向上	教育関係者の男女共同参画意識を高めるために啓発講座や研修の充実を図ります。	・各種研修会への積極的な参加を促し、また、男女共同参画意識を高めるための研修を充実させる。 ・適切な性に関する教育を推進するために職員研修を行う。	学校教育課
生涯学習への参加促進	誰もが参加しやすいように、生涯学習講座など各種研修会の開催日時に配慮を行い、町民の学習参加を促進します。	・開催の曜日や時間に配慮するとともにアンケート等を実施してニーズの把握に努め、事業を企画立案していくなど、ユーザーの掘り起こしを進め、誰もが参加しやすい講座を開催して学習参加を促進します。	中央公民館
女子児童・生徒の理工系分野の選択促進	理工系分野に関する女子児童・生徒の理解の促進に努めます。また、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の払拭を含め、理工系分野への進路選択に関する保護者や教員等の意識改革を図り、女子生徒本人の希望に基づいた理工系進路選択を促進します。	・理工系分野のイベント実施案内など、進路選択の助けとなる情報提供を行う。 ・PBLやふるさとキャリア教育を推進し、理工系に進学した女子大学生等とオンラインや対面で交流できる機会の設定について検討する。	学校教育課

② 家庭や地域における教育・学習の充実

具 体 的 施 策	施 策 内 容	令和 8 年度実施計画	担 当 課
家事や育児・介護を体験する機会の創出	男女ともに必要な家事や育児、介護に対する関心を高めるための交流や学習に努めます。	・保育所・小学校・中学校の保護者を対象とした「子育て講座」を開催する。 ・男女共同参画センターと共催で、防災対策と性教育についてを学ぶ講座を開催する。 ・啓発講座等事業を実施し、家事や育児、介護に対する関心を高め、家族で協働することの大切さを啓発する。	学校教育課 社会教育課 子育て支援センター 男女共同参画センター
女性のエンパワメント	女性の能力発揮の推進を図る意識啓発をするとともに、教養講座及び育成講座などを開催し、学習活動の充実を図ります。	・生涯学習専門学校をはじめ、各地区公民館事業においても女性の意識向上とスキルアップを目的とした講座を開設し、学習機会を提供するとともに学習活動の充実を促進します。 ・女性を対象としたデジタルスキル習得講座等を開催し、就労やキャリア形成に向けた支援を行う。	中央公民館 男女共同参画センター

③ 子どもの発達段階に応じた男女平等教育の推進

具 体 的 施 策	施 策 内 容	令和 8 年度実施計画	担 当 課
男女共同参画意識を育む教育・学習の充実	小学校・中学校で心身の発達段階や年代に応じた男女平等教育・学習を推進します。	・各教科、道徳教育や特別活動など全教育活動を通じて、男女の協力や相互理解をさらに深めていく。	学校教育課
男女共同参画の視点を踏まえた児童・生徒指導	児童生徒が各自の能力や適性を発見し、幅広い視野から性別にとらわれない進路、多様な生き方の選択ができるよう、教育・指導を行います。	・性別にとらわれることなく、児童・生徒の人間形成を図るための指導内容や指導方法の充実に努めていく。 ・男女問わず様々な場面で活躍する方や学びを深める先輩の姿を知る学習（キャリア教育の一環）を行う。	学校教育課
職場体験事業の実施	中学生を対象に、職場体験を行い、性別にかかわらず様々な職業について体験し、職業意識の育成を図ります。	・中学校 2 年生の全生徒を対象に、5 月に 3 日間職場体験学習を実施する。	学校教育課

2 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

① 暴力の防止に向けた意識啓発

具 体 的 施 策	施 策 内 容	令和 8 年度実施計画	担 当 課
DV根絶への社会的認識の徹底、啓発	広報紙などを通じて、DVは犯罪であるという認識を高めるとともに、研修や防止啓発講座を行うことで、DVの根絶を目指します。	・広報などを通じて、男女共同参画センターと連携した啓発を行うとともに、啓発DVD教材の貸出し等による啓発普及を行う。 ・「女性に対する暴力をなくす運動週間（11月）」に合わせ、関連DVDの上映や関連図書・啓発資料の展示、チラシを同封したティッシュなどの配布、また、広報やず等を通じて啓発を行う。	人権推進課 福祉課 男女共同参画センター
セクハラ防止啓発	地域社会、教育の場などにおけるセクハラの防止のための啓発活動を行います。	・各職場内で課内研修を実施 ・“あらゆる人権”という観点から、企業・事業所、又は地域（各地区人推）に啓発DVD視聴等の学習を推進する。 ・啓発資料の掲示・展示、関連図書・DVDなどの貸出、チラシを同封したティッシュの配布を行い、セクハラ防止啓発を行う。	全課
スクール・セクハラ、デートDV防止啓発	お互いを尊重し対等な関係が築けるよう、教育現場におけるセクハラ（スクール・セクハラ）、恋人同士で起こる暴力（デートDV）などに関する正しい知識と防止啓発活動を行います。	・いじめ防止や問題行動の指導を通じて人権意識の高揚を図り、DVをする人にもされる人にもならないよう、また、さらなる被害を防ぐための「防止教育」に努める。 ・啓発資料の掲示・展示、関連図書・DVDなどの貸出、チラシを同封したティッシュの配布を行い、デートDV防止啓発を行う。	学校教育課 男女共同参画センター
児童虐待防止啓発	啓発パンフレット配布、ポスター掲示を行うなど、防止啓発に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会による個別支援会議（ケース検討会）での関係機関との連携、情報共有を行い、早期発見・早期対応の体制の充実に努めます。	・関係機関に啓発物品やチラシを配布し、児童虐待防止の啓発を行う。また、広報やず等も活用して幅広い年代に啓発活動を行う。 ・要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関との連携を図り、児童虐待の防止、および早期発見・早期対応に取り組む。 ・子どもの表情や言葉、態度などをよく観察し、虐待の恐れや気になる様子が見られる場合は、関係機関と連携し、早期に対応していく。	保健課

高齢者虐待防止啓発	虐待による被害を防止するため、高齢者虐待防止に関する周知、啓発を行います。 講演会、認知症サポーター養成講座を各集落、各種団体を対象に開催し、認知症を原因とする高齢者虐待を防止するための周知啓発に努めます。 また、郡家警察署、とっとり東部権利擁護支援センター、医療機関、福祉事務所等の関係機関との連携、情報共有を行い、早期発見・早期対応の体制の充実を図ります。	・高齢者虐待を防止するため、関係機関への研修の開催、啓発を行う。 また、認知症サポーター養成講座を集落やまちづくり委員会等で開催し、認知症を原因とする高齢者虐待を防止するため、周知啓発に努める。 ・郡家警察署、とっとり東部権利擁護支援センター、医療機関、福祉事務所等の関係機関の連携、情報共有を行い、早期発見・早期対応に取り組む。さらに、高齢者の見守りネットワーク会議を開催し、関係機関との連携強化に取り組む。	地域包括支援センター 保健課
性暴力の防止啓発及び被害者支援	性暴力等の根絶を目指して、性的暴力やDVによるフェミサイド防止啓発として、学校・地域・職場などで性暴力に関する防止啓発や教育の充実を図ります。また、被害者の早期発見・早期対応の体制の充実を図り、関連機関との連携を図ります。	・性暴力等における、被害者の早期発見・早期対応の体制の充実を図り、関連機関との連携を推進します。 ・学校やSC、SSW等との連携を強化し、被害児童・生徒の早期発見に努めるとともに、心的ケアや被害防止について対策を行う。	男女共同参画センター 地域包括支援センター 福祉課 学校教育課 町民課

② 情報提供と相談窓口の充実

具体的施策	施策内容	令和8年度実施計画	担当課
相談窓口の充実	人権擁護委員による人権相談窓口や弁護士による法律相談窓口などを開設し、相談しやすい体制の充実を図るとともに、被害の顕在化を防止し、効果的な相談業務に努めます。	・消費生活弁護士相談を奇数月に実施し、消費生活に関する相談に対応する。 ・毎月1回（第2水曜日）に行政相談員と合同の総合相談窓口を開設し、相談しやすい体制の充実を図る。 ・高齢・障がい・児童・生活困窮等の各種専門相談、あらゆる相談を受け止める福祉相談支援センター「ほっと」の設置を町社会福祉協議会へ委託し、各地区まちづくり委員会に生活支援相談員を配置し受け止めた課題を福祉相談支援センター「ほっと」へ繋ぐ。 ・弁護士による何でも相談を偶数月に実施するとともに、職員による対面・電話相談を随時実施し、様々な相談に対応する。	企画課 人権推進課 福祉課 男女共同参画センター
被害者の早期発見・早期対応	医療機関・弁護士・民間支援団体などの関係機関・関係各課との連携を強化することにより、DVなどの相談業務を担っている専門機関の情報を共有し、必要な援助が幅広く行えるように努めます。	・人権擁護委員による人権相談窓口を開設し、関係機関と連携しながら、被害者の早期発見、関係専門機関への情報提供等の体制充実に努める。 ・関係機関との連携を図り、適時必要な支援が行われるように努める。 ・関係部署はじめ、県女性相談支援センターや民間支援団体など関係機関と連携し、情報共有を行いながら早期発見・早期対応に努める。	町民課 各保育所 人権推進課 福祉課 男女共同参画センター

③ 被害者の救済と支援

具 体 的 施 策	施 策 内 容	令和 8 年度実施計画	担 当 課
公的相談機関、民間支援団体との連携促進	福祉相談センター、法務局などの公的相談機関、民間支援団体などと連携し、相談・支援体制の強化に努めます。	・行政相談員と合同の総合相談窓口を毎月 1 回（第 2 水曜日）に開設し、相談しやすい体制の充実を図る。 ・関係機関と連携し、情報、考え方を共有し、適切な連携のもと対応をする。 ・関係機関と連携し、支援体制の強化に努める。 ・弁護士による何でも相談を偶数月に実施するとともに、職員による対面・電話相談を随時実施し、様々な相談に対応する。	町民課 各保育所 人権推進課 福祉課 男女共同参画センター
研修の充実と職員の人材確保	二次被害を防止し、被害者への適切な対応・支援ができるよう研修の充実を図り、継続的な職員の資質向上に努めます。	・各職場内で課内研修を実施する。 ・県の隣保館相談支援強化研修事業等を活用しながら、スキルアップ等に努めたい。 ・保育所では、不適切保育の未然防止と発生時対応マニュアルをもとに、虐待防止のための保育所の役割とポイントを踏まえ取り組みを実施していくとともに職員の資質向上に努めます。 ・被害者の二次被害防止の為、被害の早期発見早期対応に努め、より専門性のある関係部署、関連機関との連携強化に努める。	全課

3 困難な問題を抱える女性への支援

① 理解促進と早期発見につながる啓発

具 体 的 施 策	施 策 内 容	令和 8 年度実施計画	担 当 課
困難な問題を抱える女性に関する啓発の推進	困難な問題を抱える女性に関する理解の促進と意識啓発を図るため、啓発講座や資料配布による周知を図ります。	・困難な問題を抱える女性に関する理解の促進と意識啓発を図るための啓発講座を実施する。また、啓発チラシ等配布・掲示することで周知を図る。	男女共同参画センター
高齢者・障がい者・外国人等が暮らしやすい環境の整備	高齢者、性的マイノリティ、障がい者、外国人等に加え、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合があることを留意し、このような人々への正しい理解を深め、多様性を尊重する環境づくりに資するため、人権教育・啓発等を行っていきます。	・人権啓発センターが行う人権問題講座をはじめ、人権尊重のまちづくり講演会、町人権教育推進協議会事業において正しい理解を深めるための取り組みを行う。	人権推進課

② 相談体制の整備と相談機能の充実

具 体 的 施 策	施 策 内 容	令和 8 年度実施計画	担 当 課
困難な問題を抱える女性が安心して相談できる機会の確保	経済的困難、配偶者からの暴力や性暴力、子育てや介護等、さまざまな問題を抱える女性が安心して相談でき必要な支援を受けられるよう、関係部署及び関係機関との連携を図ります。	・困難な問題を抱える女性が安心して相談できる機会を確保するため、HP等に相談窓口の情報を掲載し情報提供を行う。また関係部署等との連携を図る。	男女共同参画センター 福祉課

③ 生活・就労・自立支援と関係機関との連携強化

具 体 的 施 策	施 策 内 容	令和 8 年度実施計画	担 当 課
生理の貧困における生理用品の支援、提供体制の整備	経済的理由や家庭環境、社会的要因により生理用品が購入できない女性の生理の貧困対策として、特定の公共施設に生理用品を設置し、誰でも入手できる環境を確保する。	・各種相談窓口を設置している部署に生理用品を設置し、女性用トイレ等にチラシ、引換券を配置し、窓口で引換券を提示した者に生理用品を配布する。	男女共同参画センター
就労・自立に向けた包括的支援	ひとり親世帯、若年女性、高齢女性等支援を必要とする方、世帯に対し、経済的支援や就労支援等、関係部署及び関係団体と連携を図り支援する。	・母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親世帯への情報提供や支援を行うほか、ひとり親家庭自立支援給付金事業を行う。	福祉課

Ⅱ 男女がともに担う暮らしづくり

4 職場における男女共同参画の推進

所属 [八頭町]

① 男女の雇用機会均等の定着促進

具 体 的 施 策	施 策 内 容	令和8年度実施計画	担 当 課
育児・介護休業法など制度の周知と利用啓発	町内事業者に対し、育児・介護休業制度など、多様な働き方を可能とする制度の普及啓発と利用促進を行います。役場内においても、育児・介護に関わる制度が十分に利用されるよう取り組みます。 ・ 男性の育児休業取得率 (県内民間企業) R 6 年度37.6%→R12年度目標85% (八頭町役場) R 6 年度 25%→R12年度目標100%	・ 男性の育児休業取得率の向上啓発 男性の育児休業制度の普及啓発に向けた講座の実施。 (県内民間企業) R12年度目標 85% ・ 妻の出産に伴う休暇（特別休暇） (八頭町役場) R 8 年度 100% ・ 妻の産前産後の期間に子の養育のための休暇（特別休暇） (八頭町役場) R 8 年度 100%	総務課 産業観光課 男女共同参画センター
男女間の賃金格差の是正啓発	男女間の賃金格差の是正に向け、町内企業への啓発を行います。	・ 広報やずや町ホームページへの掲載により、情報を周知し関連記事の掲載やチラシ等により、関係団体、関係課と連携しながら賃金格差是正の啓発を図る。	産業観光課 総務課 男女共同参画センター
男女雇用機会均等法などの関係法の周知啓発	男女雇用機会均等法などの労働関連法について、広報紙などで周知と啓発を行い、町内企業における男女の機会均等と公正な処遇の確保に努めます。	・ 広報やずへの関連記事の掲載やチラシ等により、労働関連法に係る各種制度や鳥取県男女共同参画推進企業等の周知を図る。	産業観光課 総務課 男女共同参画センター
あらゆるハラスメント防止に向けての取組推進	セクハラ、パワーハラスメント、モラルハラスメント、マタニティハラスメント、カスタマーハラスメントなどあらゆるハラスメントの防止に向けて啓発を行うとともに、相談窓口の充実と関係機関との連携強化を図ります。	・ 適宜ハラスメント防止に向けた啓発を行いながら、人権相談窓口の充実を図る。 ・ 広報やずへの関連記事の掲載やチラシ等を活用し、あらゆるハラスメントの防止に向けた啓発を行う。	総務課 人権推進課 男女共同参画センター
ライフステージに応じた子育て・介護支援の充実	妊娠・出産・育児等ライフステージに応じた子育てや介護支援の相談を充実させる取組を行います。	・ 妊娠期から出産・子育て期までのさまざまな不安や悩みに対する相談支援を切れ目なく行うとともに、必要に応じて関係機関と連携し、各種サービスや相談窓口等の情報提供を行う。 ・ 介護支援の相談については、介護保険の申請、サービス利用等、各家庭の状況を考慮し相談対応を図る。	保健課 地域包括支援センター

② 女性の積極的な登用

具 体 的 施 策	施 策 内 容	令和 8 年度実施計画	担 当 課
役場内部の女性の管理職への積極的登用	R 6 年度35.5% →R12年度目標50%	・ R 8 年度目標 50%	総務課
女性の活躍推進法の啓発	女性が職業生活において、個人の希望に応じて能力を十分発揮し、活躍できる環境が整うよう啓発を推進するとともに、女性の活躍に関する情報提供を推進します。	・ 広報やずへの関連記事の掲載やチラシ等を活用し、女性活躍推進法の普及啓発及び女性の活躍に関する情報提供を推進する。	産業観光課 総務課 男女共同参画センター
企業における女性の能力発揮のための積極的取組（ポジティブアクション）の推進啓発	町内企業における男女間の機械の不均衡を是正するため、女性登用に関する取組やキャリア形成支援を行います。	・ 商工会等と連携し企業向けの啓発周知を促進する。 ・ 広報やずへの関連記事の掲載やチラシ等を活用し、女性活躍推進法や女性登用に関する啓発を行う。	産業観光課 総務課 男女共同参画センター
男女のそれぞれ少ない職業分野への参加促進	広報紙や4コマ漫画などを通じて、性別にとらわれない職業分野への参画を推進します。	・ 広報やずへの関連記事等の掲載、チラシ等を活用し、性別にとらわれない職業分野への参画を推進する。	男女共同参画センター
自営業における家族従事者の就労環境の改善促進	商工会や農業協同組合などとの連携により、就労環境の改善へ向けた啓発を推進します。	・ 商工会や農業協同組合等と連携を図りながら、チラシ等の配架、面談等により啓発する。	産業観光課
農業分野における女性の活躍促進	・ 鳥取県指導農業士の女性割合 R 6 年度40%→R12年度目標40% ・ 農業協同組合の女性正組合員加入割合 R 6 年度16.4%→R12年度目標20% ・ 家族経営協定の締結農家数 R 6 年度16件→R12年度目標18件	・ 鳥取県指導農業士の女性割合 R 8 年度目標 2人 40% ・ 農業協同組合の女性正組合員加入割合 R 8 年度目標 30% ・ 家族経営協定の締結農家数 R 8 年度目標 18件	産業観光課

③ 女性の再就職などチャレンジ支援

具 体 的 施 策	施 策 内 容	令和 8 年度実施計画	担 当 課
再就職に向けた支援活動の推進	再就職支援講座など、再就職に関する相談・就業支援の情報提供を行います。	・月 1 回子育て支援センター事業の開催日に合わせて、ハローワークの就職相談事業を実施する。	産業観光課 男女共同参画センター
女性の起業の活動支援家	多様な働き方と地域活性化を推進する観点から女性の起業の活動支援を図ります。 農業協同組合・農業改良普及所と連携して女性の農業起業グループへの活動支援を図ります。	・関係各課、関係団体等と連携し、関連講座や相談会等を開催し、活動支援を図る。 ・補助金など個別相談への対応等、起業に関する支援を行う。	男女共同参画センター 産業観光課
保育所入所に関する情報提供	保育所の入所手続きや第 2 子以降保育料無償化などの制度について周知を図ります。	・保育所入所手続きや第 2 子以降保育料無償化などの制度について、町ホームページへ掲載し、周知を行う。	町民課

5 家庭における男女共同参画の推進

① 家庭生活における固定的な性別役割分担意識の解消

具 体 的 施 策	施 策 内 容	令 和 8 年 度 実 施 計 画	担 当 課
子育て支援フェスタの開催	子育て支援フェスタを開催し、男女が共に関わる子育ての推進に向けた啓発を行います。	・子育て支援フェスタを10月に開催する。	子育て支援センター
子育て講座の開催	各保育所、小学校・中学校の保護者を対象とした子育て講座を開催し、家庭内における固定的な性別役割分担意識の見直しを図ります。	・保育所・小学校・中学校の保護者を対象とした「子育て講座」を開催する。 ・男女共同参画センターと共催で、父親も母親も共に育児参加につながるような育児講座を実施する。	各保育所 子育て支援センター 町民課 社会教育課

② 男性の家庭生活への参画促進

具 体 的 施 策	施 策 内 容	令 和 8 年 度 実 施 計 画	担 当 課
父親の育児講座の開催	男性の子育て講座、育児講座、料理教室などを開催し、父親の育児参加への啓発を行います。	・父親の育児講座実行委員会と共同し、親子で参加できる講座等を開催し、父親の家事・育児への参画を促進する。	男女共同参画センター
男性の家庭生活等への参画を可能とする働き方の啓発	男性が家庭生活等へ参画しやすい働き方の改善に向けた啓発を行います。	・課内職員間の業務連携を図り男性が家庭生活等へ参画しやすい環境づくりを推進する。	総務課 男女共同参画センター
介護における参画意識の啓発	在宅医療・介護体制の充実を図るとともに、男性の介護者も個別相談や研修に参加しやすいよう配慮に努めます。	・在宅医療・介護体制の充実を図るとともに、男性の介護者も個別相談や研修に参画しやすいよう配慮に努める。	保健課

③ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

具 体 的 施 策	施 策 内 容	令和８年度実施計画	担 当 課
鳥取県男女共同参画推進企業認定制度の普及啓発	「仕事と家庭の両立に配慮し、男女ともに働きやすい職場環境づくりを積極的に進める企業（鳥取県男女共同参画推進企業）」の認定に向け鳥取県と連携し啓発活動を行います。 ・ R 6 年度31事業所→R12年度目標36事業所	・ R 8 年度目標 35事業所（累計） 31事業所（現状） 鳥取県と連携し、企業訪問を通じて認定制度の普及啓発を行う。	男女共同参画センター
鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業認定制度の普及啓発	「鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業」の認定に向け、鳥取県と連携し啓発活動を行います。 ・ R 6 年度11事業所→R12年度目標16事業所	・ R 8 年度目標 12事業所（現状） 鳥取県と連携し、企業訪問を通じて認定制度の普及啓発を行う。	男女共同参画センター
職場中心の意識・ライフスタイルの見直し啓発	仕事と家庭の調和を図るため、長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進などを図ります。	・ 各課に対し、長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進に向けた周知啓発を行い、仕事と家庭の調和が図られる職場環境づくりを推進する。 ・ 広報やずや啓発資料等を活用し、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進について啓発を行う。	総務課 男女共同参画センター

6 生涯を通じた男女の健康支援

① 各年代に応じた男女の健康増進

具 体 的 施 策	施 策 内 容	令和8年度実施計画	担 当 課
生涯を通じた健康の保持増進の支援	ライフステージに応じた適切な生活習慣や生活習慣病に対する正しい知識の普及・啓発及び、休日検診の実施など、検診を受けやすい体制の整備を推進します。	・ライフステージに応じた検診（健診）受診率の向上を目指した取り組みや受けやすい検診体制の整備を図る。	保健課 町民課
介護予防対策の促進	介護予防、自立促進に向けた運動機能向上、口腔機能向上、認知症支援の啓発を行うなど、予防についての周知・啓発を行います。	・対象者把握のための生活機能調査等を毎年実施し、介護予防、自立促進に向けた運動機能向上、口腔機能向上、認知機能向上のため各種教室に参加促進を図るとともに、予防についての周知・啓発を行う。	保健課 地域包括支援センター
仕事と健康課題の両立の支援	町職員が、男女とも、治療や健康課題を抱えながらも働き続けることができる職場環境の整備を推進します。	・テレワークをはじめ、多様で柔軟な働き方を推進し、治療や健康課題を抱える職員が働き続けられる職場環境づくりに努める。	総務課
プレコンセプションケアの推進	思春期の児童・生徒を対象として、心身の変化や性感染症等に関する正しい知識の普及を図るとともに、プレコンセプションケア（妊娠前からの健康づくり）の推進に取り組みます。	・成人期の男女を対象にプレコンセプションケア健康診査を実施し、プレコンセプションケアの啓発及び推進を図る。 ・学校保健と連携した児童・生徒の健康管理と合わせて、教職員研修の実施や家庭への啓発等を行う。	保健課 学校教育課

② 母性の保護と母子保健対策の推進

具 体 的 施 策	施 策 内 容	令和 8 年度実施計画	担 当 課
セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発	母性健康管理措置、母性保護規定などについて、母子健康手帳の交付時などの機会に情報提供を行います。また、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツがすべてのカップルと個人を対象としており、性と生殖に関する平等な関係性について男女が理解しあい、尊重し合うことの大切さなどについても啓発を行います。	・母子健康手帳交付時に、母性健康管理措置、母性保護規定等に関する情報提供を行う。 ・女性の健康週間等合わせ、広報やずへの関連記事の掲載や、啓発物品の配布、関連図書の展示・貸出しを通じて啓発を行う。	保健課 男女共同参画センター
妊娠・出産・産後などにおける女性の健康づくり支援	妊婦健康診査、産後健康診査、乳幼児健康診査、産後ケアなどを実施し、産前産後の女性に対して情報提供を行うなど相談・支援の充実を図ります。また特定不妊治療費の助成を行います。	・妊娠・出産・子育て期を通じ、女性及びその子の健康診査等を実施し、女性の健康づくりの推進を図る。 ・特定不妊治療費の助成を行う。	保健課

③ 健康を支える食育及びスポーツ活動の推進

具 体 的 施 策	施 策 内 容	令和 8 年度実施計画	担 当 課
生涯を通じての食育の推進	広報紙などによる啓発を実施するなど、生涯を通じて健全な食生活を送るための食育に取り組みます。	・広報やずやケーブルテレビ、ポスター等を活用し、生涯を通じて健全な食生活を送るための食育を推進する。	保健課
スポーツ・レクリエーション活動の充実	各種スポーツ大会を開催するとともに、スポーツ・レクリエーション活動の促進を図ります。	・各種町民スポーツ大会や各種スポーツ教室、スポーツフェスティバルを開催し、スポーツ、レクリエーション活動を促進し、参加者の増加を図る。	社会教育課

Ⅲ 男女がともに支え合う地域づくり

7 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

所属 [八頭町]

① 意思決定の場への女性の参画拡大

具 体 的 施 策	施 策 内 容	令和 8 年度実施計画	担 当 課
審議会委員などへの女性の登用促進	性別や年代に関わらず多様な意見を町の政策・方針決定に反映するため、各種審議会などへの女性登用を促進します。 ・ 審議会委員等への女性の登用率 R 6 年度39.7% →R12年度目標40%以上、60%以下 ・ 農業委員への女性登用率 R 6 年度 7 %→R12年度目標36% ・ 老人クラブにおける女性役員の登用率 R 6 年度15%→R12年度目標20%	・ 男女共同参画推進本部等で、審議会への女性の登用を促進するよう啓発を行う。 ・ 審議会委員等への女性の登用率 R 8 年度目標 40%以上、60%以下 ・ 農業委員への女性登用率 次期改選に向け推進する。 R 8 年度現在 7 % 任期 R 8. 7. 20～R11. 7. 19 ・ 老人クラブにおける女性役員の登用率 R 8 年度目標 15%	全課
各種団体などへ女性の登用拡大に向けて協力要請	各種団体に向けて女性の登用促進のための広報や啓発、協力を要請します。	・ 出前講座や広報やずへの関連記事の掲載、啓発物の掲示等により、女性の登用促進に向けた啓発を行う。 ・ 委員の女性割合が40%未満の審議会の担当課に対して、女性の登用を促進するよう啓発を行う。	男女共同参画センター
男女共同参画の意識啓発	意思決定の場へ女性が主体的に関わることを啓発し、性別にとらわれない男女共同参画の意識啓発を促進します。	・ 性別による役割分担意識の解消に向けた意識改革のための啓発を行う。	男女共同参画センター

② 女性の人材・リーダーの育成

具 体 的 施 策	施 策 内 容	令和 8 年度実施計画	担 当 課
女性の活躍促進のための取組	女性の能力が十分発揮できる環境や意識づくりに努め、男女共同参画意識を高める学習機会の提供を図ります。	・異業種交流や学びの機会を提供し、女性のキャリア形成を支援する。 ・講座やセミナーによるデジタルスキルの習得機会を提供し、就労やキャリア形成に向けた支援を行う。	男女共同参画センター
男女共同参画リーダー養成	日本女性会議など、県内外で開催される男女共同参画をテーマとした研修会、講座などに町民を派遣し、男女共同参画リーダーの養成を図り、男女共同参画の推進に向けた意識啓発に努めます。	・県のよりん彩記念日フォーラムの講演会や各種オンライン講座等への参加促進を図る。 ・独立行政法人男女共同参画機構（JGEPA）による研修を活用しながらリーダー養成に努める。	男女共同参画センター
女性デジタル人材の育成	女性のデジタル人材の育成を推進し、関係機関及び関係部署と連携し、地域産業のデジタル化や新たな雇用機会の創出を図り、女性のキャリア形成及び経済的自立の支援を図ります。	・講座やセミナーによるデジタルスキルの習得機会を提供し、就労やキャリア形成に向けた支援を行う。	男女共同参画センター

③ まちづくりへの女性参画に対する住民関心の喚起

具 体 的 施 策	施 策 内 容	令和 8 年度実施計画	担 当 課
女性が参画しやすい環境づくりの啓発	地域において女性の意見が反映されやすい環境づくりに向けた働きかけを行います。	・各職場において課内研修を実施する。 ・広報や「人権のひろば」や人権問題学習会を通して、人権を尊重する普遍的な考え方を啓発する。	全課
集落役員（自治会役員）の女性の登用促進	積極的な広報・啓発を行い、集落役員の女性登用の意識啓発を行います。 ・集落役員の女性登用率 R 6 年度5.5%→R 12年度目標10%	・積極的な広報・啓発を行い、集落役員の女性登用の意識啓発を行う。目標達成に向け推進する。 ・区長会において周知・啓発を行う。 ・集落役員の女性登用率 R 8 年度目標 10%	総務課 男女共同参画センター

8 持続可能で包摂的なまちづくりの推進

① 住民活動への女性の参画

具 体 的 施 策	施 策 内 容	令和 8 年度実施計画	担 当 課
男女共同参画センターの事業の充実	男女共同参画に関する理解の促進と意識啓発を図るため、集落や各種団体等を対象とした学習・啓発講座、人材育成研修、出前講座等を実施するほか、図書やDVDの貸出による情報提供を行います。	・関係部署と連携し、各種講座を実施し、アンケート調査により住民のニーズを把握し、利用しやすい事業を実施する。 ・要望により、出前講座を実施する。	男女共同参画センター

② 多様性を認め合う意識の啓発

具 体 的 施 策	施 策 内 容	令和 8 年度実施計画	担 当 課
アンコンシャス・バイアスへの気づきによる固定的な性別役割分担意識の解消	性別に関わりなく一人ひとりがお互いを認め合い、尊重しながら共に参画できる男女共同参画社会の形成についての講座・研修を開催し、広報・啓発に努めます。	・アンコンシャス・バイアスに関わる講座や研修を行い、啓発に努める。 ・国や県からのチラシを関係部署に配布し啓発に努める。 ・川柳募集によりアンコンシャス・バイアスの意識啓発に努める。	男女共同参画センター
男女共同参画フェスティバルの開催	実行委員会と協働で開催し、男女共同参画の推進へ向けた啓発を行います。	・前年の反省を踏まえ、実行委員会で内容を検討し、一層の男女共同参画の推進を図る。また、男女共同参画センターの活動を広く町民に周知する。	男女共同参画センター
男女共同参画かるた・子育てかるたの活用	男女共同参画かるたや子育てかるたについて、時代に合った内容への更新を図り、固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、各種研修会や講演会などでの利用啓発を行います。	・男女共同参画、子育てかるたの2種類をそれぞれ貸出し、各種事業での活用を図り、男女共同参画の意識啓発を行う。	男女共同参画センター

③ 人権を尊重した社会環境の醸成

具 体 的 施 策	施 策 内 容	令和 8 年度実施計画	担 当 課
男女共同参画に関する相談窓口の充実	弁護士によるなんでも相談、DVをはじめ、様々な問題を抱える女性の相談事業を行います。	・偶数月の第1金曜日に弁護士によるなんでも相談を実施する。 ・職員による電話等での相談窓口の充実を図る。 ・民間を含め、関係機関と連携を強化する。	男女共同参画センター
図書・資料の収集と情報提供	男女共同参画に関する図書・絵本・DVDなどの充実及び貸出、パンフレットなどの資料を収集するとともに情報提供を行います。	・麒麟のまち連携中枢都市圏の市町と連携したり、人権推進課と連携したりし、情報提供を図る。 ・新たな図書やDVDの充実を図り、貸出しによる啓発を図る。	男女共同参画センター
男女共同参画に関する広報	4コマ漫画や男女共同参画週間、DV防止（パープルリボン）週間など時期や社会情勢に合わせて広報誌やホームページ、ケーブルテレビなどにより啓発します。	・広報やずに男女共同参画啓発シリーズ 4コマ漫画を毎月掲載 ・DV防止月間など関連記事を掲載 ・ケーブルテレビ ・静止画による事業周知 20回 ・八頭町ニュースによる周知 3回	男女共同参画センター 企画課

9 地域における男女共同参画の推進

① 地域活動団体などの育成・支援

具 体 的 施 策	施 策 内 容	令 和 8 年 度 実 施 計 画	担 当 課
シルバー人材センターの充実	男女がともに高齢者になってもその知識や経験を生かした多様な参画の場づくりを進め、社会参加活動を支援します。	・登録会員数157名 （男性116名・女性41名） R 8 年度目標 26%	福祉課
地域活動団体との連携	地域でさまざまな活動を行う団体に対して、男女共同参画登録団体制度の周知を図り、町と団体、団体相互の連携促進に取り組みます。	・既登録団体との連携を強化し、活動を支援するとともに、男女共同参画センターの各種事業への参加や協力を促進する。	男女共同参画センター

② 防災・災害対策の分野における男女共同参画の推進

具 体 的 施 策	施 策 内 容	令 和 8 年 度 実 施 計 画	担 当 課
地域防災・災害における男女共同参画の推進	被災した立場でも、現場で活動する立場でも男女それぞれの働きが重要となるため、性別にとらわれず、多様な考え方が活かされるよう、地域防災・災害対策への女性の参画を推進します。 防災会議委員の女性の登用率 R 6 年度30.4%→R 12年度34%	・防災会議委員に女性7名の委嘱を行う。 （女性登用率 30.4%） ・防災展示や子育て世代の防災講座を実施し、防災現場での女性の参画を推進する。	総務課 防災室 男女共同参画センター
地域防災の女性リーダーの育成	性別にかかわらず、町内の防災士取得者に防災研修会及び防災活動等へ積極的に参加してもらい、女性の地域リーダーを育成します。	・防災研修会等へ積極的に参加を促し、女性リーダーを育成する。	防災室
男女共同参画の視点による災害対応研修等の実施	男女共同参画の視点を包含した災害対応研修等を実施し、女性の視点を取り入れた災害対応力の強化を図ります。	・避難所運営研修会等で女性視点の意見を取り入れて災害対応力の強化を図る。 ・災害時における防災備品等の展示や、避難所の体験等講座を実施し啓発を行う。	防災室 男女共同参画センター

③ 子育て支援サービスの充実

具 体 的 施 策	施 策 内 容	令和 8 年度実施計画	担 当 課
保育サービスなどの充実	乳児保育、障がい児保育、延長保育、土曜午後保育、一時保育、病後児保育、病児保育、特別利用保育や第2子以降保育料・給食費の無償化を実施するとともに、子育てと仕事の両立支援、相談機能の充実を図ります。	・町内保育所(5ヶ所)において、乳児保育、障がい児保育、延長保育、土曜(午後)保育、一時保育等を実施するとともに、令和8年度より郡家東・八東保育所において乳児等通園支援事業を実施する。 - また、病児・病後児事業を広域連携にて継続実施していく。 ・子育て支援センターでは、利用者支援として、随時、育児相談を受け付け相談機能の充実を図ります。	町民課 各保育所 子育て支援センター
地域における子育て支援の充実	ファミリーサポートセンター事業、子育て支援センター事業、放課後児童クラブなどの充実に努め、地域における子育てを支援することで保護者の就労や社会参加を推進します。	・幼保小連携を促進するとともに、コミュニティ・スクールとの連携や放課後児童クラブの充実など、地域ぐるみで子育て支援を行う。 ・ファミリーサポートセンター事業、子育て支援センター事業の継続実施と充実を図ることで、保護者の就労や社会参加を推進していく。	町民課 子育て支援センター 学校教育課 社会教育課